

○東京藝術大学職務限定職員の配置換に関する細則

〔 令和 3 年 3 月 18 日 〕
制 定

(目的)

第 1 条 この細則は、東京藝術大学職員就業規則第 5 4 条第 1 項の規定に基づき、
本学に勤務する職務限定職員の配置換に関し、必要な事項を定めることを目的と
する。

(係の種類と配置換の範囲)

第 2 条 職務限定職員の配置換は、原則として次の表に定める同じ分類の中で行う
ものとする。ただし、担当業務がこの表のいずれの分類・配置換を行う課・係に
該当しない場合には、学内の類似する業務を行う係に配置換えするものとする。

分類	配置換を行う課・係
庶務系	総務課 美術学部庶務係 音楽学部庶務係 大学院映像研究科庶務係 千住校地事務センター総務係 附属図書館総務係 大学美術館管理係
会計系	戦略企画課 美術学部会計・教材係 音楽学部会計係 大学院映像研究科会計係 千住校地事務センター会計係 大学美術館企画係
教務系	学生課 美術学部教務係 音楽学部教務係、学生募集係 大学院映像研究科教務係 千住校地事務センター教務係

2 前項に規定する配置換を命ぜられた職務限定職員は、正当な理由がない限り拒
むことができない。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。